公的研究費(競争的資金等)の管理運営体制について

平成30年12月12日 長崎県農林技術開発センター

長崎県農林技術開発センターでは「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正 行為への対応ガイドライン」(平成18年12月15日付け 18農会第1147号農林水産技術会議 事務局長、林野庁長官、水産庁長官通知)および「研究活動における不正行為への対応 等に関するガイドライン(平成26年8月26日 文部科学大臣決定)に基づき、公的研究 費に係る管理運営体制を以下の通り定めました。

【運営・管理責任者】

最高管理責任者・研究倫理教育責任者 農林技術開発センター所長 (機関全体の総括、研究に関わるものを対象とした研究倫理教育の総括)

統括管理責任者

農林技術開発センター副所長

(最高管理責任者の補佐、公的研究費の運営・管理についての調査・指導を総括)

研究管理責任者

各部門長

(部門内の公的研究費の運営・管理)

【相談・通報窓口】

長崎県農林技術開発センター研究企画部門研究企画室

〒854-0063 諫早市貝津町3118

電話: (代) 0957-26-3330 FAX: 0957-26-9197

【告発の対象】

- ・ 公的研究資金(競争的資金等)の研究活動に係る研究活動における不正行為(研究成果のねつ造、改ざん、盗用)
- 研究費の不正使用(私的流用、目的外使用等)

【相談・告発の際の必要事項】

- ・ 相談者(告発者)の氏名、連絡先
- ・ 不正を行った研究者名、研究グループ名、課題名、不正行為の様態及び根拠